

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

- ・道路の区域変更
- ・道路の供用開始（2件）
- ・公有水面埋立ての竣工認可
- ・一般競争入札の参加者の資格等
- ・一般競争入札の参加者の資格等

所管課（室）名
 道路維持課
 //
 港湾課
 物品管理室
 警察本部会計課

◎ 公 告

- ・令和7年度技能検定試験（随時2級、随時3級及び基礎級：追加公示）の実施
- ・換地処分（2件）
- ・測量の終了（3件）
- ・都市計画の図書の縦覧（2件）
- ・土地区画整理事業の事業計画の変更の認可
- ・一般競争入札の実施
- ・一般競争入札の実施

雇用労働政策課
 農村整備課
 建設企画課
 都市政策課
 //
 物品管理室
 警察本部会計課

◎ 公安委員会告示

- ・警備員等に対する検定の実施

生活安全企画課

◎ 選挙管理委員会告示

- ・不在者投票のできる施設の指定
- ・個人演説会等公営施設の指定

長崎県選挙管理委員会
 //

◎ 正 誤

- ・令和8年1月13日付け長崎県公報第11481号中

林政課

告 示

長崎県告示第39号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年1月23日

長崎県知事職務代理者
 長崎県副知事 浦 真樹

道路の種類 一般国道
 路線名 202号
 道路の区域

区間	区域変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
佐世保市針尾東町149番1地先から 佐世保市針尾東町182番8地先まで	前	9.9~37.2	276.4	
	後	11.2~61.1	277.1	

長崎県告示第40号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年1月23日

長崎県知事職務代理者
長崎県副知事 浦 真樹

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 佐世保嬉野線	東彼杵郡波佐見町宿郷字下フルコ433番1地先から 東彼杵郡波佐見町宿郷字茅地ノ原429番3地先まで	令和8年1月23日

長崎県告示第41号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年1月23日

長崎県知事職務代理者
長崎県副知事 浦 真樹

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 佐世保嬉野線	東彼杵郡波佐見町宿郷字茅地ノ原546番2地先から 東彼杵郡波佐見町宿郷字茅地ノ原548番2地先まで	令和8年1月23日

長崎県告示第42号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣工を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和8年1月23日

小長井港港湾管理者 長崎県
代表者 長崎県知事職務代理者
長崎県副知事 浦 真樹

- 1 埋立ての竣工認可の年月日
令和8年1月13日
- 2 竣工認可を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所
名 称 長崎県
所在地 長崎県長崎市尾上町3番1号
代表者の氏名 長崎県知事 大石 賢吾
代表者の住所 長崎県長崎市尾上町3番1号
- 3 埋立区域

(1) 位置

長崎県諫早市小長井町井崎字猿崎2354番5及び2354番5に隣接する堤の地先公有水面

(2) 区域

省略（閲覧図書のとおり）

(3) 面積

165.71平方メートル

4 埋立地の用途

港湾施設用地

5 埋立ての免許の年月日及び番号

平成29年7月27日

長崎県指令29港許第1号

6 閲覧場所

長崎県諫早市東小路町7-1

諫早市役所

長崎県告示第43号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和8年1月23日

長崎県知事職務代理者

長崎県副知事 浦 真樹

1 調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。

8入札第1号 広報誌【単価契約】 約470,000部／1回×12回発行

2 競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しないものである。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者

(4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和8年2月10日までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市区町村長の発行する身元（分）証明書

- (イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
- (ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
- ウ 都道府県税に関し未納がないことを証する証明書
- エ 消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
- カ 印鑑届（様式第2号）
- キ 口座振替申込書（様式第3号）
- ク 取扱品目明細書（様式第4号）
- ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）
- コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）
- サ その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕 〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕 長崎県出納局物品管理室

〔電話〕 095-895-2884

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕 <https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

- 資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第8号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)のカからコまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和9年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和9年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人とし

て使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

長崎県告示第44号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和8年1月23日

長崎県知事職務代理者
長崎県副知事 浦 真樹

1 調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。

長崎県内の警察施設で使用する電力

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領（令和5年2月17日付け崎組（暴排）第7号）に基づく排除措置を受けている者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (7) 県税又は消費税を滞納している者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和8年2月13日までの間（県の休日を除く。）の9時00分から17時00分までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県総務部管財課ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ 印鑑届（様式第2号）

カ 口座振替申込書（様式第3号）

キ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づく小売電気事業者としての登録を受けていることを証する書類

ク その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

[住所] 〒850-8570長崎市尾上町3-1

[名称] 長崎県総務部管財課

[電話] 095-894-3000

[長崎県総務部管財課ホームページアドレス] <https://www.pref.nagasaki.jp/section/kanzai/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第4号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第7号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)のオ、カ及びク、4並びに5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する電力調達の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成26年長崎県告示第55号）に定める様式とする。

7 資格の整合

この告示による入札参加の資格があるものと決定された者については、長崎県が発注する電力調達の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成26年長崎県告示第55号）に基づく入札参加の資格を有するものと決定したものとみなす。

8 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和9年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和9年7月に実施する「長崎県が発注する電力調達の契約に係る競争入札参加資格の更新（平成26年長崎県告示第55号による）」の申請をすること。

9 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないとときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

令和7年度技能検定試験（随時2級、随時3級及び基礎級）の実施（公告）

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、令和7年度技能検定試験（随時2級、随時3級及び基礎級）の実施について次のとおり公示する。

令和8年1月23日

長崎県知事職務代理者
長崎県副知事 浦 真樹

1 実施職種

- (1) 隨時2級
機械加工（マシニングセンタ作業）
- (2) 隨時3級
機械加工（マシニングセンタ作業）
- (3) 基礎級
機械加工（マシニングセンタ作業）

2 試験の方法

上記の職種について実技試験及び学科試験を実施

3 技能検定の検定手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料 18,200円

イ 実施期日

令和8年1月23日（金）から令和8年3月31日（火）までの間において、別途長崎県職業能力開発協会が指定する日

ウ 実施場所

別途長崎県職業能力開発協会から通知する場所

エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、職種によっては公表しないものもある。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,100円

イ 実施期日

令和8年1月23日（金）から令和8年3月31日（火）までの間において、別途長崎県職業能力開発協会が指定する日

ウ 実施場所

別途長崎県職業能力開発協会から通知する場所

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

技能検定受検申請書

(2) 提出先

長崎県職業能力開発協会

〒851-2127 西彼杵郡長与町高田郷547-21（技能・技術向上支援センター内）

電話 095-894-9971

(3) 受付期間

随時

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書の用紙は、長崎県職業能力開発協会で交付する。

なお、受検申請用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請用紙請求」と朱書きし、角2、角20又は角A4サイズのいずれかの返信用封筒（あて先を記入し、180円切手を貼ったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

5 手数料の納付方法

実技試験手数料又は学科試験手数料は、申請書に添えて、長崎県職業能力開発協会に納付すること。また、手数料を郵送する場合は現金書留とし、申請書を同封のうえ郵送すること。

なお、受検申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

6 合格者の通知

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、長崎県職業能力開発協会が書面によりその旨を通知する。

(2) 技能検定合格証書等の交付

技能検定合格者には長崎県知事名の合格証書を交付する。

7 その他

技能検定について不明な点は、長崎県職業能力開発協会又は長崎県産業労働部雇用労働政策課に問い合わせること。

換地処分（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営農山漁村地域整備交付金農地整備事業（経営体育成型）久賀地区（市小木2工区）に係る換地処分をした。

令和8年1月23日

長崎県知事職務代理者
長崎県副知事 浦 真樹

換地処分（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営農山漁村地域整備交付金農地整備事業（経営体育成型）久賀地区（大開工区）に係る換地処分をした。

令和8年1月23日

長崎県知事職務代理者
長崎県副知事 浦 真樹

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、西海市長から公共測量（基準点測量、現地測量、路線測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和8年1月23日

長崎県知事職務代理者
長崎県副知事 浦 真樹

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
西海市西海町水浦郷	令和7年12月17日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、川棚町長から公共測量（基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和8年1月23日

長崎県知事職務代理者
長崎県副知事 浦 真樹

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
東彼杵郡川棚町	令和7年12月19日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎県県北振興局長から公共測量（路線測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和8年1月23日

長崎県知事職務代理者
長崎県副知事 浦 真樹

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
平戸市大野町	令和7年12月25日

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年1月23日

長崎県知事職務代理者
長崎県副知事 浦 真樹

- 1 都市計画の種類及び名称
佐世保都市計画用途地域 (佐世保市決定)
- 2 縦覧場所
長崎県土木部都市政策課及び長崎県県北振興局

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年1月23日

長崎県知事職務代理者
長崎県副知事 浦 真樹

- 1 都市計画の種類及び名称
佐世保都市計画防火地域及び準防火地域 (佐世保市決定)
- 2 縦覧場所
長崎県土木部都市政策課及び長崎県県北振興局

土地区画整理事業の事業計画の変更の認可（公告）

土地区画整理事業法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、椿林土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した。

令和8年1月23日

長崎県知事職務代理者
長崎県副知事 浦 真樹

- 1 土地区画整理組合の名称
椿林土地区画整理事業組合
- 2 事業施行期間

- 自 令和2年11月27日
至 令和9年3月31日
- 3 施行地区
西彼杵郡長与町高田郷字椿林、字柳田及び字湯川の各一部
- 4 事務所の所在地
西彼杵郡長与町吉無田郷879番地24
- 5 設立認可の年月日
令和2年11月27日
- 6 変更の内容
事業施行期間の延長
- 7 変更認可年月日
令和8年1月23日

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和8年1月23日

長崎県知事職務代理者
長崎県副知事 浦 真樹

- 1 一般競争入札に付する事項
- (1) 購入物品及び数量
8入札第1号 広報誌【単価契約】 約470,000部／1回×12回発行
- (2) 購入物品の特質等
仕様書のとおり
- (3) 契約期間及び納入期間
契約期間：契約締結日から令和9年3月31日
納入期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日
- (4) 納入場所及び条件
仕様書のとおり
- (5) 入札の方法
前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点第2位までとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（単価）を入札書に記載すること。
- (6) 契約方法
電子契約又は書面契約（選択方式）
- 2 入札参加資格
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る資格を得ていること。
- (4) この公告の日から9の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から9の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合先

(名称) 長崎県出納局物品管理室

(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1

(電話) 095-895-2884

(提出期限) 令和8年2月10日 17時00分

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1

(名称) 長崎県出納局物品管理室

(電話) 095-895-2881

5 契約条項を示す場所

4の部局等とする。

6 入札説明書の交付方法

長崎県出納局物品管理室ホームページ上 (<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>) において、掲載する。

7 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限

入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。

(提出場所) 長崎県出納局物品管理室

(提出期限) 令和8年3月5日 17時00分

8 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札の場所及び期日等

(場所) 長崎県庁行政棟1階入札室

(期日) 令和8年3月6日 10時00分開始

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。

(郵送による場合の入札書の受領期限等)

(受領期限) 令和8年3月5日 17時00分（必着）

(提出先) 長崎県出納局物品管理室

(その他) 郵送による場合は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便のいずれかの方法により上記受領期限内必着のこと。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額（契約単価に予定数量を乗じて得た金額に、当該金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をいう。以下同じ。）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状（委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(7)及び(14)から(18)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
- (3) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (4) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がない等、入札者の意思表示が確認できないとき。(入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。)
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。
- (14) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (15) 代理人が入札したとき。
- (16) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (17) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (18) 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。
- (19) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めたとき。
- (20) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けことが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Publication (12times a year): Public relations magazine
Number of copies: approximately 470,000
- (2) Delivery period:
From April 1, 2026 to March 31, 2027

- (3) Delivery place:
Nagasaki Prefectural Government Public Relations Division a total of 50 locations
- (4) Time-limit for tender by registered mail:
5:00 p.m. March 5, 2026
- (5) Date and time for the opening of tenders:
10:00 a.m. March 6, 2026
- (6) Point of Contact:
Goods Management Office, Treasury, Nagasaki Prefectural Government.
3-1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan
TEL. 095-895-2881

一般競争入札の実施（公告）

物品の調達について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和8年1月23日

長崎県知事職務代理者
長崎県副知事 浦 真樹

1 競争入札に付する事項

(1) 購入件名及び数量

長崎県内の警察施設で使用する電力
契約電力 1,825kW
予定使用電力量 5,049,900kWh

(2) 仕様等

入札説明書による。

(3) 使用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 需要場所

長崎県内の警察施設（入札説明書による。）

(5) 入札の方法

ア 入札書に記載する金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、入札説明書にて提示する各施設の月ごとの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した総計（年間総価）を入札金額とすること。この算出の内訳となる電気料金総額内訳書を別途で添付すること。

※ 入札書に記載する金額の算定に当たっては、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金は考慮しないこととする。

イ 落札の決定は、入札書に記載した電気料金の総額によって行う。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 入札書は、直接又は郵送により提出すること。この場合、代理人による入札は認められないこと。

オ 入札執行回数は1回を限度とする。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用者若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) この公告に定める開札日時点で、電力調達の契約に係る競争入札の参加者の資格等（平成26年長崎県告示

第55号)に定める資格を得ていること。

- (4) この公告に定める開札日時点で、長崎県電力の調達に係る環境配慮方針（令和7年10月24日改定）に基づく資格を得ていること。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) この公告の日から11の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (7) この公告の日から11の開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領（令和5年2月17日付け崎組（暴排）第7号。以下「暴力団排除に関する事務処理要領」という。）に基づく排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

(1) 資格審査申請書

前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1

(名称) 長崎県総務部管財課

(電話) 095-894-3000

(提出期限) 令和8年2月13日 17時まで

(提出方法) 直接又は郵送（書留郵便により提出期限内必着のこと。）

(2) 長崎県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書（以下「報告書」という。）

前記2の(4)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、報告書に必要事項を記入の上、次の提出場所へ提出すること。

報告書の入手先、提出場所及び問合せ先

(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1

(名称) 長崎県県民生活環境部地域環境課

(電話) 095-895-2512

(提出期限) 令和8年2月13日 17時まで

(提出方法) 直接又は郵送（書留郵便等により提出期限内必着のこと。）

4 入札参加条件

当該施設の電力需要に対して供給可能であること。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称

(住所) 〒850-8548 長崎市尾上町3番3号

(名称) 長崎県警察本部警務部会計課（調度係）

(電話) 095-820-0110 内線 2231

6 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

7 入札説明書の交付方法

(期間) この公告の日から令和8年2月27日（金）17時までの間（県の休日を除く。）

(場所) 5の部局等とする。

8 入札参加申請書の提出場所、提出期限及び提出方法

入札参加希望者は、必ず入札参加申請書（長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）を提出すること。

(提出場所) 5の部局とする。

(提出期限) 令和8年2月27日（金）17時まで

(提出方法) 直接、郵送又はFAXにより提出すること。

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所及び受領期限等

(1) 提出場所 5の部局等とする。

(2) 受領期限 令和8年3月3日（火）17時まで

- (3) 提出方法 直接又は郵送（書留郵便等により受領期限内必着のこと。）で提出すること。
悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等、入札参加者に瑕疵のない特別な理由による郵便遅延が発生した場合、必要に応じて郵便遅延の理由を調査し、開札を延期することもある。

11 開札の日時及び場所

（日時）令和8年3月4日（水）13時30分

（場所）長崎県長崎市尾上町3番3号 長崎県警察本部 3階入札室

代理人が開札に立ち会う場合は、開札日当日に委任状を提出すること。

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

12 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合

（2）契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
- (3) 暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (4) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (5) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (6) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (7) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (8) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (9) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札書に押印している印鑑が届出済の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字、電気料金総額内訳書の違算等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
(電気料金総額と電気料金総額内訳書に記載した単価・金額が整合しない場合を含む。)
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (15) 代理人が入札したとき。

- (16) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (17) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (18) 内封筒に購入件名の記載がないとき。
- (19) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。
- (20) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、総額が最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、単価契約とする。
- (3) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (4) 調達手続の停止等
この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Electricity to use in Nagasaki Prefectural Police facilities
Contract: 1,825kW, Estimated volume of electricity: 5,049,900kWh.
- (2) Period of supply:
From 1 April 2026 through 31 March 2027
- (3) Place of supply:
Nagasaki Prefectural Police facilities
- (4) Time-limit for tender:
5:00 p.m. 3 March 2026
- (5) Date and time for the opening of tender:
1:30 p.m. 4 March 2026
- (6) Contact point for the notice:
3-3 Onoue-machi Nagasaki city 850-8548 Japan
Finance Division
Police Administration Department
Nagasaki Prefectural Police
Tel 095-820-0110 ext 2231

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第2号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員又は警備員になろうとする者に対する検定（以下「検定」という。）を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年1月23日

長崎県公安委員会委員長 長谷川 宏

1 検定を行う警備業務の種別及び区分

貴重品運搬警備業務 2級

2 検定の日時、場所及び検定予定人員

(1) 日時

令和8年4月25日（土）午前10時から午後5時までの間

(2) 場所

長崎県長崎市尾上町3番3号 長崎県警察本部

(3) 検定予定人員

15人

3 受検資格

受検資格は、警備員又は警備員になろうとする者で、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 長崎県内に住所を有する者

(2) 長崎県内の営業所に属する警備員

4 検定試験内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関する事。

ウ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関する事。

エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

(2) 実技試験

ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関する事。

イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

(3) 検定の方法

検定においては、学科試験に合格した者に対して実技試験を行う。

なお、実技試験のみの受験はできない。

5 検定申請の手続

(1) 申請期間、申請先等

申 請 期 間	申 請 時 間	申 請 先
令和8年2月16日（月）から同月20日（金）まで	午前9時から午後4時まで。 ただし、午後0時から午後1時までを除く。	申請者の住所地を管轄する警察署又は申請者が警備員である場合は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

(2) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 申請者が警備員である場合は、次のいずれかの書面

（ア）申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1通

（イ）申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次のいずれかの書面

a 申請者の住所地を管轄する警察署と申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通

b 申請者の住所地を管轄する警察署と申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

ウ 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1通

エ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

(3) 申請方法

ア 検定を受けようとする者は、原則として申請期間の午前9時から午後3時まで（午後0時から午後1時

までを除く。)に、申請先の警察署に対し、来所し、又は電話をかけて事前申込みを行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行うため、予定人員に達したときは、申請期間の途中であっても締め切る。

イ アにより、事前受付番号を取得した者は、事前申込みを行った日の申請時間内に、申請先の警察署に対し、事前受付番号を申告の上、検定の申請をすること。この場合において、e-Gov電子申請により検定の申請をするときは、所定の備考欄に事前受付番号を記載すること。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った日の申請時間内に、検定の申請をしなかったときは、申請先の警察署に対して行った事前申込みは、無効とする。

エ ア及びイの手続は、原則として検定を受けようとする者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、申請先の警察署に対し、本人の委任状を提出すること。

6 検定手数料及び納付方法

(1) 検定手数料

1万6,000円

(2) 納付方法

検定の申請時に納付すること。ただし、e-Gov電子申請により検定の申請をした場合は、別に指示される期日までに、申請先の警察署において納付すること。

なお、納付した検定手数料は、検定を受けなかった場合においても返還しない。

7 合格発表

この検定の合格発表は、当日検定場所において本人に対して行う。

8 問合せ先

(1) 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

(2) 長崎県警察本部生活安全部生活安全企画課許可業務指導室営業第二係（電話095-820-0110 内線3186）

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第16号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票のできる施設として、次の施設を指定した。

令和8年1月23日

長崎県選挙管理委員会
委員長 渡邊 敏則

施設の名称	所在地	指定年月日
介護付き有料老人ホーム こころのしろ	長崎市上銭座町11番8号	令和8年1月9日

長崎県選挙管理委員会告示第17号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催できる施設として、時津町選挙管理委員会から次のとおり指定した旨報告があった。

令和8年1月23日

長崎県選挙管理委員会
委員長 渡邊 敏則

施設の名称	所在地	指定年月日
時津町コスモス会館	西彼杵郡時津町浜田郷520番地12	令和8年1月5日

正 誤

令和8年1月13日付け長崎県公報第11481号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
10	9	292の14、282の18、436の1、	292の14、292の18、436の1、

発行者

長崎市尾上町三番一号

電話代表
(八二九五)
二一
一一
四一

印刷所
印刷人

長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田弘
クリント
弥ト